

令和7年度 留守家庭児童会入会申請に関する確認票
提出にあたっての重要確認事項

以下の項目は、留守家庭児童会の申請および利用に関する重要な事項を記載したものです。
お手続きをいただく前に、必ずお読みのうえ、各項目へチェックし、署名をしてください。

確認欄						
1. スポーツ安全保険金の返金について						
入会キャンセルおよび待機の決定に伴うスポーツ安全保険金は返金が可能です。					☐	
令和7年度入会申請のスポーツ安全保険金の返金期限は、 令和7年2月28日（金） です。						
返金期限を過ぎた場合、スポーツ安全協会へ入金処理を行いますのでご了承ください。						
2. スポーツ安全保険の加入と適用について						
留守家庭児童会での団体活動中もしくは登下校中での事故に関しては、スポーツ安全保険が適用となります。					☐	
特に登下校中においては、原則、留守家庭児童会と自宅の間での通常の経路往復中に限ります。						
加入区分は「A1」区分となります。個人で保険に加入している場合も、加入が必要となります。					☐	
加入先：「（公財）スポーツ安全保険協会 代理取扱い 東京海上日動火災保険（株）」						
3. 留守家庭児童会の退会について						
留守家庭児童会の退会をご希望の場合、「留守家庭児童会退会届」の提出により退会が完了します。					☐	
退会後は翌月以降の請求が止まります。退会時は、残額すべてのお支払いが必要ですのでご了承ください。						
「留守家庭児童会退会届」の提出後の取消は出来ませんので、あらかじめご了承ください。					☐	
4. 留守家庭児童会負担金について						
月途中の入会および退会による留守家庭児童会負担金の日割減免はありません。					☐	
退会手続き完了後、処理の關係上翌月の請求が発生する場合があります。後日還付となりますので、ご了承ください。					☐	
留守家庭児童会負担金を1カ月以上滞納すると翌月以降の出席が停止となります。（出席停止処分）					☐	
出席停止処分となっても、留守家庭児童会負担金の請求は毎月発生しますのでご注意ください。						
出席停止処分はあらかじめ通知でお知らせいたします。お支払いが完了次第、出席停止解除となります。						
5. 同じ年度での再入会について						
再入会には「留守家庭児童会入会申請書」の再提出が必要です。					☐	
就労証明書など証明書類の内容に変更がない場合は、証明書類の提出を省略することができます。						
再入会においても入会申請時点の空き状況により待機となる場合があります。					☐	
再入会の申請時、負担金の減免申請を希望される方は、「留守家庭児童会負担金減免申請書」の再提出が必要です。					☐	
また、課税年度が切り替わる6月以降の再入会については、現年度の「課税証明書」の添付が必要となります。						
6. 情報共有について						
提出書類については、利用先の留守家庭児童会とも情報共有させていただきます。					☐	
また、留守家庭児童会負担金滞納整理時の調査資料として使用する場合があります。						
7. 就労証明書について						
就労証明書は、入会児童の父母および65歳未満の同居祖父母の証明の提出が必要です。					☐	
また、就労実態調査のため、直接職場へ確認する場合があります。						
8. 申請内容の変更について						
申請内容に変更が生じた場合は、速やかに利用先の留守家庭児童会または子育て支援課へ連絡してください。					☐	
（例：就労先の変更、就労時間帯の変更、退職、世帯変更等）						
9. 自営業従事者の方のみチェックしてください。						
自営業従事者の方（家族・フリーランス・業務委託契約を含む）は就労証明書の提出に加えて					☐	
「自営業申立書」の追加提出が必要です。（自宅と就業場所が同一の方のみ）						
10. 通勤時間（片道）について記載してください。（該当のない続柄は空白）						
父	時間	分	祖父（同居のみ）	時間	分	☐
母	時間	分	祖母（同居のみ）	時間	分	

本確認票の記載事項を確認し、記載内容について同意します。

年 月 日

保護者氏名

児童氏名